

政令第六十号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三第二号の二ロを次のように改める。

ロ 鉄鋼のうち、次に掲げるもの

(1) 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品

(2) ステンレス鋼その他の合金鋼のフラットロール製品

別表第二の三第二号の二チ中「及び精密機器」を「精密機器及び医療用機器」に改め、(5)を(17)とし、(4)を(16)とし、同号チ(3)中「物品」の下に「速度計、回転速度計及びストロボスコープ並びにこれらの部分品及び附属品」を加え、同号チ(3)を同号チ(14)とし、その次に次のように加える。

(15) スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器

別表第二の三第二号の二チ(2)中「並びに」を「及び測距儀並びに」に改め、「機器又は測距儀の」を削り、同号チ(2)を同号チ(9)とし、その次に次のように加える。

- (10) 硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機
- (11) ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計若しくは乾湿球湿度計又はこれらを組み合わせた物品の部分品及び附属品
- (12) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
- (13) 物理分析用又は化学分析用の機器、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器及び熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器

別表第二の三第二号の二チ中(1)を(6)とし、その次に次のように加える。

- (7) 武器用望遠照準器、潜望鏡及び光学機器その他の機器の部分品として設計した望遠鏡
- (8) 羅針盤その他の航行用機器並びにその部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二チに(1)から(5)までとして次のように加える。

(1) 光ファイバー及び光ファイバーケーブル

(2) 対物レンズ

(3) 双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及び天体観測用機器並びにこれらの部分品及び附属品

(4) 水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較

カメラ

(5) 映画用の撮影機

別表第二の三第二号の二中チをルとし、同号ト(4)中「セミトレーラー」の下に「並びにこれらの車両又はその他の車両の部分品」を加え、同号ト(4)を同号ト(5)とし、同号ト中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、同号トに(1)として次のように加える。

(1) 雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両

別表第二の三第二号の二中トをリとし、その次に次のように加える。

又 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの

(1) 気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機並びにこ

これらの部分品

- (2) ヘリコプター、飛行機その他の航空機、宇宙飛行体及び打上げ用ロケット並びにこれらの部分品
- (3) 落下傘及びロートシユート並びにこれらの部分品及び附属品
- (4) 航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品

- (5) 無人航空機及びその部分品

別表第二の三第二号の二中へをチとし、同号ホ(1)中「直流電動機」を「電動機」に改め、「ロータリーコンバーター」の下に「並びにこれらの部分品」を加え、同号ホ(3)から(6)までを次のように改める。

- (3) 電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化していないもの、電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド並びにこれらの部分品
- (4) 空気・亜鉛電池及び一次電池の部分品
- (5) 鉛蓄電池及びニッケル・カドミウム蓄電池

(6) 火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器並びにこれらの

内燃機関に使用する種類の発電機及び開閉器並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二ホ中(15)を(30)とし、同号ホ(14)中「粒子加速器」の下に「信号発生器及び電気メッキ用、電気分解用又は電気泳動用の機器」を加え、同号ホ(14)を同号ホ(27)とし、その次に次のように加える。

(28) 電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバーから成るものに限る。)

(29) 炭素ブラシ

別表第二の三第二号の二ホ中(13)を(24)とし、その次に次のように加える。

(25) 半導体素子、光電性半導体素子、発光ダイオード及び圧電結晶素子並びにこれらの部分品

(26) 集積回路及びその部分品

別表第二の三第二号の二ホ(12)を削り、同号ホ(11)中「機器」の下に「及びこれらの機器又は光ファイバー用若しくは光ファイバーケーブル用の接続子の部分品」を加え、同号ホ(11)を同号ホ(21)とし、その次に次のように加える。

(22) 電気制御用若しくは配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品又は数値

制御用の機器の部分品

(23) フィラメント電球、放電管、アーク灯及び発光ダイオード光源

別表第二の三第二号の二ホ(10)中「固定式電気抵抗器」の下に「及び電気抵抗器の部分品」を加え、同号ホ(10)を同号ホ(19)とし、その次に次のように加える。

(20) 印刷回路

別表第二の三第二号の二ホ(9)を削り、同号ホ(8)中「電気機器」の下に「及びこれら」を加え、同号ホ(8)を同号ホ(17)とし、その次に次のように加える。

(18) 固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー及びこれらの部分品

別表第二の三第二号の二ホ(7)中「送信機器」の下に「、テレビカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー」を加え、同号ホ(7)を同号ホ(13)とし、その次に次のように加える。

(14) レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器

(15) 自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機

(16) 陰極線管モニター

別表第二の三第二号の二ホ(6)の次に次のように加える。

(7) 電気式の照明用又は信号用の機器及びこれらの機器、ウインドスクリーンワイパー又は曇り除去装置の部分品

(8) 工業用又は理化学用の電気炉その他の機器及びその部分品

(9) ろう付け用又ははんだ付け用の機器及び金属用抵抗溶接機器

(10) 電熱用抵抗体

(11) 音声、画像その他のデータを送受信する機器及びその部分品並びに電話機の部分品

(12) 不揮発性半導体記憶装置

別表第二の三第二号の二ホに次のように加える。

(31) 機器の電気式部分品

(32) 電気電子機器のくず

別表第二の三第二号の二中ホをととし、同号二中(38)を(58)とし、同号ニ(37)中「針状ころ軸受及び玉軸受又は

ころ軸受」を「玉軸受及びころ軸受並びにこれら」に改め、同号ニ(37)を同号ニ(56)とし、その次に次のように加える。

- (57) ギヤボックスその他の変速機、伝動軸、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボ
ルスクリュー、ローラースクリュー、弾み車、プーリー、クラッチ及び軸継手並びにこれらの部分
品

別表第二の三第二号の二ニ(36)中「の弁」の下に「、逆止弁」を加え、同号ニ(36)を同号ニ(55)とし、同号ニ中(35)を(54)とし、同号ニ(34)中「及び産業用ロボット並びにこれらの機械又は」を「、産業用ロボットその他の機械類及びその部分品並びに」に、「若しくは」を「又は」に改め、同号ニ(34)を同号ニ(53)とし、同号ニ中(33)を(52)とし、(29)から(32)までを(48)から(51)までとし、同号ニ(28)中「及び自動開きダイヘッド」を「、自動開きダイヘッド及び工作物保持具」に改め、同号ニ(28)を同号ニ(45)とし、その次に次のように加える。

- (46) はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及びガス式の表面熱処理用機器並びにこれらの部分
品

- (47) 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット、磁気式又は光学式の読取機、データをデータ

媒体に符号化して転記する機械並びに符号化したデータを処理する機械並びにこれらの部分品及び

附属品

別表第二の三第二号の二ニ中(27)を(44)とし、同号ニ(26)中「加工機械」の下に「並びにその部分品及び附属品」を加え、同号ニ(26)を同号ニ(40)とし、その次に次のように加える。

- (41) 鍛造機、ハンマー、型鍛造機、ベンディングマシン、フオールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン並びにその他のプレス並びにこれらの部分品及び附属品

- (42) 引抜き機、ねじ転造盤、線の加工機械その他の加工機械並びにその部分品及び附属品

- (43) 石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械並びにこれらの部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二ニ(25)中「ねじ立て盤」の下に「並びにこれらの部分品及び附属品」を加え、同号ニ(25)を同号ニ(38)とし、その次に次のように加える。

- (39) 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械並びにその部分品及び附属

品

別表第二の三第二号の二ニ(24)中「転炉」の下に「、取鍋及びインゴット用鑄型並びにこれらの機器又は鑄造機の部分品」を加え、同号ニ(24)を同号ニ(33)とし、その次に次のように加える。

(34) 金属圧延機及びそのロール

(35) レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械並びにこれらの機械又はウォータージェット切断機械の部分品及び附属品

(36) 金属加工用のマシニングセンター及びマルチステーショントランスファーマシン並びにこれらの機械又は金属加工用のユニットコンストラクションマシンの部分品及び附属品

(37) 旋盤並びにその部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二ニ中(23)を(32)とし、(15)から(22)までを(24)から(31)までとし、同号ニ(14)中「くい打ち機、」を「移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械、くい打ち機及び」に、「、コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機」を「並びにこれらの機械又は除雪機の部分品」

に改め、同号ニ(14)を同号ニ(23)とし、同号ニ(13)中「アングルドーザー」の下に「、地ならし機、スクレーパー」を加え、「及びショベルローダー」を「、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー並びにこれらの部分品」に改め、同号ニ(13)を同号ニ(22)とし、同号ニ(12)中「機械」の下に「並びにこれらの部分品」を加え、同号ニ(12)を同号ニ(21)とし、同号ニ(11)中「作業トラック」の下に「並びにこれらの部分品」を加え、同号ニ(11)を同号ニ(19)とし、その次に次のように加える。

(20) フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二ニ(10)中「及びホイスト」を「、ホイスト、ウインチ及びキャプスタン」に改め、同号ニ(10)を同号ニ(18)とし、同号ニ中(9)を(17)とし、同号ニ(8)中「及びその」を「、液体又は気体のろ過機及び清浄機並びにこれらの」に改め、同号ニ(8)を同号ニ(16)とし、同号ニ中(7)を(15)とし、(6)を(11)とし、その次に次のように加える。

- (12) 炉用バーナー及びメカニカルストーカー並びにこれらの部分品
- (13) ベーカーオーブン

- (14) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化

による方法により材料を処理する機器、瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器並びにこれらの機器又は乾燥

機の部分品

別表第二の三第二号の二(5)中「気体ポンプ」を「真空ポンプ及び気体ポンプ」に改め、同号二(5)を同号二(10)とし、同号二中(4)を(8)とし、その次に次のように加える。

- (9) 液体ポンプ

別表第二の三第二号の二(3)中「の部分品」を「及びその部分品」に改め、同号二(3)を同号二(4)とし、その次に次のように加える。

- (5) ピストン式火花点火内燃機関及びピストン式圧縮点火内燃機関並びにこれらの部分品
- (6) 液体タービン又は水車の部分品
- (7) ターボジェット及びターボプロペラ並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(2)中「又は」を「及び」に、「の部分品」を「並びにこれらの部分品」に改め、同号二(2)を同号二(3)とし、同号二(1)の次に次のように加える。

- (2) 蒸気発生ボイラー、過熱水ボイラー又はセントラルヒーティング用ボイラーの補助機器及び蒸気原動機用復水器並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二に次のように加える。

- (59) 積層造形用の機械及びその部分品

- (60) 半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部分品及び附属品

- (61) 船舶のプロペラ及びその羽根並びにその他の機械類の部分品

別表第二の三第二号の二中ニをへとし、ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 鉄鋼製品のうち、次に掲げるもの

- (1) 鉄鋼製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、型材、管その他これらに類する物品

(2) 鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器

(3) 鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器

ニ アルミニウム及びその製品のうち、次に掲げるもの

(1) アルミニウム製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品

(2) アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器

別表第二の三第二号の二に次のように加える。

ヲ 三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、

その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型及びパズル

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシアを仕向地とする電気式の照明用又は信号用の機器等の輸出について承認を要することとする必要があるからである。